KSKR

No. 207

2015 Oct .

10

http://www.eonet.ne.jp/~asn/

奈良県自閉症協会 NEWS

きずな

The Kizuma

発行人:

関西障害者定期刊行物協会 編集人:奈良県自閉症協会 支部長&事務局:河村舟二

〒 639-1005

大和郡山市矢田山町 84-10 購読料 1 部 1 0 0 円 会員は会費に含まれています。

成27年度加盟団体役員連絡会が10月17日と18日にわたり東京のエッサむム神田で開催されました。「加盟団体の役員として知っておきたい知識と最新情報共有化」をテーマに全国の自閉症協会のメンバーによる熱心な学習と論議が展開されていました。

一日目は山﨑会長の挨拶に続き 厚生労働省から「平成 27 ~ 28 年度 発達障害施策について」障害児・発 達障害者支援室室長補佐の大西延英 氏、および、文部科学省から「平成 27 ~ 28 年度発達障害教育をめぐる 諸課題」発達障害企画係長川崎拓磨 氏の行政説明がありました。夜は懇 親会があり全国からの参加者による 情報交換が行われました。

二日目の午前中は、「障害基礎年 金の抱える問題点と今後の対応」に ついて今井忠副会長と社会保険労務 士の阿部敬太氏による講義と討論お よび「自閉症の方が生活するグルー プホームとは」と題して北海道の上 田マリ子理事(社会福祉法人はるに れの里)による講演があり、午後「障! 害者差別解消法の合理的配慮とは」 と題して辻川圭乃常任理事による講 演および第24回全国大会イン長野 (2016 年長野市開催) についての計 画が新保文彦副会長から話がされま した。今回も沢山の資料をもらって きました。重要なものは今後のきずこ なに掲載していきたいとおもいま す。今回は山﨑会長の挨拶を掲載し ておきます。 (河村)

「平成 27 ~ 28 年度委員会構成の考え方」

会長 山崎晃資

1) これまでの経緯

平成 23 年 7 月 8 日に私が社団法 人日本自閉症協会の会長に就任し、「いとしご 130 号」に、本協会がかかえているさまざまな問題と課題について述べました。その中で、「会員の中には優れた専門性と知識を持つ方々が多く、その叡智を結集してある種のシンクタンクを立ち上げるべきである」ことを強調致しました。そしてすべての理事が参画する委員会構成を提案しました。しかし、当初想定していた委員会活動は、一部の委員会を除いて活発には機能しませんでした。

平成 24 年 8 月頃から「一般社団法人」への移行に向けた委員会の再編成が検討されはじめ、委員会活動を現実の状況に即したより実効性のあるものに整理・統合することになりました。そして、平成 26 年 4 月 1 日に「一般社団法人 日本自閉症協会」として新たな展開することになりました。

2) 新たな事業部・委員会などの担 当理事の構成

平成27年6月21日に役員改選が行われ、7月21日の第一回常任理事

会から委員会の再編成が検討されは じめ、その後、2回にわたる常任理 事会(9月5日、10月9日)で種々 の検討が行われました。可能な限り スリム化し、実効性のある活動を展 開することを目的として委員会構成 の見直しを行い、すべての常任理事 が全面的にかかわることに致しまし た。

第2に、「事業部」を立ち上げることにしました。本協会の活動の柱となるもので、「出版事業部」(編集委員長:渡部匡隆理事)、「保険事業部」(運営委員会委員長・給付監査委員会委員長:内田照雄常任理事・小林義則事務局長)の3つの事業部です。出版事業部と保険事業部は半が求められており、すでにメンバー構成がなされ、活動が始められております。相談事業部は一般会員

1

および会員外の方々からの相談を担 当する重要な部門であり、今後は内 田常任理事と小林事務局長が担当と なり、相談員の方々と協議しながら、 よりよい相談活動が行われることが 期待されております。

第3に、「委員会」構成です。従 来から委員会として活動していたも の、および新たな課題を担当するた めにものとして、7つの委員会を設 けます。委員会の構成は常任理事会 が決定し、理事会に報告するもので、 有期限・有目的であり、委員会の計 画・会議・報告は委員長が担当常任 理事と協議することにしました。い くつかの委員会について説明致しま す。

①「専門協力員リスト」は、従来の 「研究委員会」を再編するもので、 医療・福祉・教育・司法・マスコミ など専門分野の人材によって構成さ れ、会員以外の人材も求めることに ・します。

②ホームページ委員会は、将来的に は本協会事務局に移管する方向で検 討することにし、移管および運営に 関する諸問題を検討しております。

③事業企画委員会は、従来から行っ てきたペアレントメンター事業など の他に「全国大会開催」「加盟団体 役員連絡会」も担当します。

④国際交流委員会は、最近、中国(香 港) やアセアンから本協会への協力 依頼が増えてきたことを踏まえて、 新しく立ち上げようとしているもの です。本年 7月 20~ 24 日、「アジ ア太平洋障害者センター(APCD、障 害者の地位向上を目的としてタイ王 室が後援する財団)」からの要請を 受けて山口県の衣川信直氏(スポー ツクラブ・キャプテン代表)を「障 害者支援に関するコミュニティベー スのインクルーシブ開発にかかわる 知識共創フォーラム」に派遣しまし

た。10月6日、APCDのGMである佐 野竜平氏と協会事務局で打ち合わ せを行いました。外務省と Japan Foundationの支援を受けて自閉症 の当事者(18歳以上)とその保護 者の2人を、来年1月15~17日に フィリピンで開催される第3回 アセアン自閉症会議に招待したい (費用は) APCD がふたんことと、約 10人前後の方々にも参加(自費) して頂きたいこと、さらに今後毎年 アセアンで開催される諸会議に積極 的に参加して頂き、2020年のパラ リンピックにその成果を結び付けて 行きたいとの提案がなされました。 APCD から具体的提案が届きました ら、皆さまに伝え、参加者を募るこ とになります。「2020年東京オリン ピック・パラリンピックに向けた障 害者の文化芸術活動を推進する全国 ネットワーク(案)」との連携もま すます重要となります。

⑤成年後見制度委員会はかねてより 多くの会員から要望が出され七いた 委員会で、新しく立ち上げることに 致しました。自閉症の人々にかかわ る制度上の問題を検討するもので、 本協会としての団体後見は行わない ものです。

⑥日本自閉症協会創立 50 周年記念 式典実行委員会は、平成30(2018) 年に創立50周年を迎えるにあたり、 どのような式典を行うか、準備を始 めることにしました。

詳細は別添資料を見て頂きたいと 思いますが、今回の提案は未だ最終 決定には至っていない事柄があり、 今後の検討過程において多少の調 整・補足が生じる可能性のあること をご承知おき下さい。 以上

水害避難後も苦境の弱者 子 が自閉症「集団生活は無理」

酒本友紀子、赤井陽介、池田良 2015年9月22日02時18分

大規模な洪水に見舞われた茨城県 常総市では、発生から11日経った 21日も、1300人の市民が市内 外の避難所で生活を続けている。水 道は21日夜になって、市内全域で 復旧したが元の生活に戻れる見通し は立たない。障害のある人や、自閉 症の人がいる家族は不自由な毎日を 強いられている。

特集:鬼怒川氾濫

石下(いしげ)総合体育館で避難 生活を続ける斎藤哲雄さん(66) は文字が認識できない「視覚失認」 という障害があり、妻の純子さん (61) は全盲だ。

洪水が発生した日、2人は自宅2

視覚障害者が使う白杖(はくじょう) は、つり上げられる際、置いていか ざるを得なかった。2日後にボラン ティアの車で白杖や、時刻を音で知 らせる腕時計を取りに行けたが、周 囲に人が多い中で動きづらい状況が 続く。

避難所でラジオをつけたままにも できず、被害状況や復旧の情報は、 新聞を読んでもらったり、人に聴い たりして得た。「耳からの情報が少 なくて不安だった」と2人は言う。

自宅にヘルパーを派遣してくれて いた市社会福祉協議会の職員と連絡 が取れたのは、1週間ほど経ってか ら。一時的に入所できる福祉施設を 探してもらっている。自宅は損壊が 激しく「このまま老人ホームに入る か、新しい家を探すか」。先行きが 見えず、2人は不安を募らせる。

「やっぱり集団生活を続けるのは 階に取り残され、ヘリで救助された。 無理。それを実感しただけ」。市内 の木村敬子さん(55)は、自宅で、水浸しの自宅に戻った。母のツギ子、 本友紀子、赤井陽介、池田良) そうつぶやいた。

がいる。泥水が迫り、他の家族も含:まひし、要介護3に認定されており、:洪水が発生した茨城県常総市は、災 めた4人で自宅を出た。子どもがか :電動ベッドがないと寝起きが難しい : 害時に高齢者や障害者、妊婦ら一般 つて在籍し、宿泊訓練も積んでいた :ためだ。 特別支援学校(つくばみらい市)に 助けを求めた。しかし避難所になっ ておらず、入れなかった。

館へ行った。20世帯ほどしか来て :まで受け入れができないという。勇 : 応に追われ、関連部署間で連携がで いなかったが、娘2人は落ち着きをさんは「避難所にも介護施設にも行っきていなかった」と話す。 なくし、長女は突然外に出て行った。〕けない」と嘆く。 三女は備え付けのピアノをいじり出 ち着かなくなる」。トラブルの恐れ 設の車で1時間かけて移動し、10 もあるため、1時間で避難所生活を 日ぶりに汗を流し、簡単なリハビリ 断念。友人宅に1泊だけして、浸水 : をした。ツギ子さんは「本当に助かっ: した地域にある自宅に戻った。

し、避難所に行ったものの、半日で :を探し回るしかない」と話す。(酒: 求めた。内閣府によると、石川県輪

さん(66)は昨年12月、脳梗塞(の: 自閉症の長女(23)と三女(20) うこうそく)で倒れて左手と左足が

:施設で毎週2回、リハビリをし、介: つくばみらい市内の避難所の体育 の施設も機器が水につかり、10月

した。「避難者が増えたらもっと落 接する下妻市から迎えに来た介護施 た。でも遠くて体がつらい」と漏ら: 広瀬勇さん(38)と両親も、自 …す。だが15日以降、リハビリも入 … 13年8月、自治体向けに「福祉避 宅が床上30センチ余りまで浸水 浴もできていない。勇さんは「施設 難所の量的確保」と「周知」などを

■常総市、福祉避難所の開設求めず

鬼怒川の堤防が決壊して大規模な の避難所では生活が困難な人を対象 ツギ子さんは自宅近くの通所介護 とした「福祉避難所」を開く協定を、 市内6カ所の介護施設などと結んで 助を受けて入浴してきた。だが、こ : いたのに、今回、開設を求めていな かった。市の防災担当者は「災害対

福祉避難所は、市区町村が指定で ツギ子さんは14日、常総市に隣 きる。内閣府の2014年10月1 日時点のまとめでは、791自治体 (45%)が指定している。東日本 大震災でも、高齢者や障害者を含む 家族が避難所に行けず、情報や物資 が届かないケースがあり、内閣府は

島市は、福祉避難所の設置運営訓練 や要援護者の避難訓練などをしてい る。

常総市は13年2月に協定を結ん だが、今回は福祉避難所の開設まで 手が回らなかったという。市高齢福 祉課の瀬尾則昭課長は「救済システ ムがあるのに使わないと意味がな い。職員にも福祉避難所に対する認 識が足りていなかった」と話した。

現在は茨城県が、周辺自治体の 介護施設などへ受け入れを要請し、 18日時点で常総市内を含め97カ 所で394人の受け入れができるよ うになっているが、あまり知られて いないとみられる。

内閣府の「福祉避難所ワーキング グループ」で座長を務める矢守克也・ 京大教授は「日ごろからの周知や開 設の訓練をすることが必要」と指摘 する。

(以上朝日新聞記事より)



☆厚生労働省 平成 28 年度 予算概算要求の内容を公表

厚生労働省は8月26日(水)、平 成28年度の「予算概算要求」の内 容を公表しました。以下はその抜粋 です。

- 3 発達障害児・発達障害者の支援 施策の推進 2.2億円(※地域生 活支援事業計上分を除く)[1.4億 円(※地域生活支援事業計上分を 除く)]
- (1) 発達障害児・発達障害者の地域 支援機能の強化【一部新規】(一部 推進枠)地域生活支援事業(470億 円)の内数[地域生活支援事業(464 億円)の内数〕

乳幼児期から成人期までの一貫し た発達障害に係る支援体制の整備 や、困難ケースへの対応、適切な医 療の提供に資するため、地域の中核 である発達障害者支援センター等に

よう医療従事者の育成に取り組む。 ②発達障害に関する理解の促進【一 部拡充】53百万円〔0.5億円〕

全国の発達障害者支援センターの 中核拠点としての役割を担う、国立 障害者リハビリテーションセンター に設置されている「発達障害情報・ 支援センター」で、発達障害に関す る各種情報を発信し、支援手法の普 及や国民の理解の促進を図る。さら に、「発達障害情報・支援センター」 の機能強化をするとともに、専門家 等と連携を図りつつ、自治体等に対 して地域における支援体制構築に向 けた指導、助言を行う。また、「世 界自閉症啓発デー」(毎年4月2日 実施) などを通じて、自閉症をはじ めとする発達障害に関する正しい理 解と知識の普及啓発を行う。

(3)発達障害の早期支援 地域生活 支援事業(470億円)の内数〔地域 生活支援事業(464億円)の内数]

発達障害者地域支援マネジャーを配 置し、市町村や事業所等への支援、 医療機関との連携強化を図る。

また、都道府県等において、ペア レント・プログラム(※1)等を通 じた家族支援体制の整備や発達障害 特有のアセスメントツール(※2) の導入を促進する研修等を実施す る。さらに、地域で暮らす発達障害 者等と地域住民等との間で課題や困 り事が生じた際に、発達障害者等や その家族を支援することにより発達 障害者等の地域生活を支える。

※1ペアレント・プログラム:親 が、自分の子どもの行動を観察して 発達障害の特性を理解したり、適切 な対応をするための知識や方法を学 ぶための簡易なプログラム。

※ 2 アセスメントツール:発達障: 害を早期発見し、その後の経過を評 価するための確認票のこと。

(2) 発達障害児・発達障害者の支援

市町村で、発達障害などに関して 知識を有する専門員が保育所などを 巡回し、施設のスタッフや親に対し、 障害の早期発見・早期対応のための

☆社会保障審議会障害者部会(第 69回、第70回)が開催される

助言等の支援を行う。

社会保障審議会障害者部会(部会 長: 駒村康平慶應義塾大学教授) の 第69回が9月8日(火)、第70回 が9月9日(水)に開催されました。

7月の第66回部会より、障害者 総合支援法の施行後3年目途の見直 し検討の各論に係る議論に入ってい ます。第66回は「常時介護を要す る障害者等に対する支援 (、第67回 は「移動の支援」と「就労支援」、 第68回は「高齢の障害者に対する 支援」についての協議が行われまし

手法の開発や支援に携わる人材の育 成など

①支援手法の開発、人材の育成【一 部新規】(一部推進枠)1.6億円〔0. 7 億円)

発達障害者等を支援するための支 援手法の開発、関係する分野との協 働による支援、切れ目のない支援等 を整備するためのモデル事業を実施 する。また、国立障害者リハビリテー ションセンター等で、発達障害者の 就労支援に関する支援手法の開発に 取り組むとともに、発達障害者等支 援の地域マネジメントに携わる者や 強度行動障害者支援に携わる者に対 する研修を行い、人材の専門性の向 上に取り組む。さらに、発達障害に おける早期発見・早期治療の重要性 に鑑み、かかりつけ医等の医療従事 者に対して、対応力向上研修を実施 し、どの地域においても一定水準の 発達障害の診断、対応が可能となる

援・成年後見制度の利用促進の在り 方」と「手話通訳等を行う者の派遣 その他の聴覚、言語機能、音声機能、 その他の障害のため意思疎通を図る ことに障害がある障害者等に対する 支援の在り方」、第70回は「障害児 支援」と「障害支援区分の認定を含 めた支給決定の在り方」についての 協議が行われました。(以下抜粋)

- (1) 第 69 回障害者部会(9 月 8 日)
- ①障害者の意思決定支援・成年後見 制度の利用促進の在り方について (論点の整理(案))
- 〇障害者に対する意思決定支援につ いてどう考えるか。
- 〇成年後見制度の利用促進について どう考えるか。

障害者の意思決定支援について は、意思決定能力が充分でないと考 えられる場合でも、意思決定に必要 な支援を行い、本人の選択を尊重す **第 69 回は「障害者の意思決定支! ること、そのための支援をどのよう**

にどこまで行うかについて議論され ました。また、成年後見制度の利用 促進については、財産管理に重点が 置かれている現状に対し、日常生活 支援や意思決定支援の必要性や医療 同意に関する問題や、後見人不足の 問題等について議論されました。

以下、各論点についての委員からの 主な意見です。<主な意見(事務局 にて整理)>

◆障害者に対する意思決定支援につ いてどう考えるか

〇本人にとっての「最善の利益」と は、本人の意思決定能力の欠如が見 られる場合においても、意思決定能 力が失われていなかった場合に本来 本人が選択または選択したであろう 選択が優先されるべきである。一般 的に見て変わった選択や意思決定を しても、意思決定能力がないと決め つけないことが大切である。

〇意思決定支援とは、意思形成・表

本人に代わって行為をなし、意思決 定するにあたっては、本人のベスト インタレスト(最善の利益)に適す るように行わなければならない。

5 そうした行為や意思決定をなすに あたっては、本人の権利や行動の自 由を制限する程度がより少なくてす むような選択肢が他にないか、よく 考えなければならない。

◆成年後見制度の利用促進について どう考えるか

〇成年後見を必要とする方は増えて いる。一方、これに関わる不祥事が 増えており、なり手がいない現状も ある。成年後見制度そのものが権利 条約に抵触するという指摘もある。 医療同意についてどうするかという 問題、利用料の問題もある。後見人 を付けても財産管理は行ってくれる が身上監護は十分ではないという意 見もある。法律を改正しないと解決 できない問題はこの場所では議論で の対象ではなく権利の主体への転換 を図る支援である。①意思決定に必 要な情報提供をしているか、②情報 が本人に理解できるよう配慮してい るか、③意思を表現できる具体的な 支援がなされているか、が重要であ る。また、法律の文言に「配慮する」 という文言があるが、「配慮し、取 り組む」にする必要がある。

〇措置制度が廃止され、様々なサー ビスを利用できるようになったが、 利用者がサービスを選ぶ際、いかな る場合でも利用者の意思が中心とな る。法律に、意思決定支援に「配慮 しつつ」、であるとか意思確認を「最 大限の努力」で行うという文言があ るが、どの程度配慮するか、最大限 とは何を意味しているか明らかでは ない。そうした場合の障害者の自立 は、本人と支援する側とが相互理解 をすることにより成り立つ。

きないが、運用によってかなりの部 分が改善されると考える。市民後見 の制度をうまく育てて、システムに 組み込むことも考えられる。

〇現在、成年後見制度のあり方につ いては、当部会での総合支援法の見 直し検討、内閣府障害者政策委員会 による障害者基本計画の実施状況の 監視、国の関係法案の整備と3つの 場で検討が行われているが、検討結 果に齟齬がないよう整合性をもたせ ることが必要である。

成年後見等の支援は3系統(後見、 保佐、補助)あり、多くは後見人 の支援を活用している実態にある。 (※1)が、一定の判断能力を有する 者であっても安易に後見人の利用と なっており、利用者の意見が侵害さ れない適切な運用が必要である。

医療同意(※2)については、成年 後見人の判断では限界があるため、 施設利用者は最終的に医師の判断に

:出支援を前提にすべきであり、保護: ○意思決定支援のガイドラインは、 イギリスのMCA(意思能力法)の5 つの法定原則(※注)を参考とす ることは現実的ではあるが、課題も ある。なかなか意思決定できない人 が多く、最後は代行決定せざるを得 ないケースも多い、どうやって本当 の意志なのかを確認するプロセスを どう組み立てるかが課題である。

> (※注)5つの法定原則について[第 69 回障害者部会配布資料より抜粋] 1能力を欠くと確定されない限り、 人は、能力を有すると推定されなけ ればならない。

> 2本人の意思決定を助けるあらゆる 実行可能な方法は功を奏さなかった のでなければ、意思決定ができない とは見なされてはならない。

> 3人は、単に賢明でない判断をする という理由のみによって意思決定が できないと見なされてはならない。 4 意思決定能力がないと評価された

> 頼っている現状があり、医療に関わ る意思決定支援の在り方の法的整備 が必要である。

> (※1) 平成 26 年 12 月末日時点で の利用者数は、成年後見が約14.9 万人、保佐が約2.5万人、補助が 約8千人である。

> (※2) 医療行為について、本人に 同意能力がない場合に成年後見人に は同意を与えることができる権限が 現行法規では明確に定められていな いこと。

> 〇成年後見制度については、財産管 理に重点が置かれており、本人の生 活支援や意思決定への配慮が薄い。 成年後見制度の促進に向けては、更 なる検討と見直しが必要である。

〇サービス等利用計画作成及び支給 決定では、後見に加えて意思決定支 援が重要である。計画作成では、本 人の参画をきっちりと位置付けるこ とが必要。

○専門職としての後見人不足を解決 の在り方について(論点の整理(案)) するために法人後見の活用があるの : 〇意思疎通支援事業の内容・運営に : ではないか。医療同意権については、 成年後見制度側からのみ論じるので
〇意思疎通支援事業についての財政 はなく、医療関係者との協議が必要 である。後見人の権限拡大は危険で あり、将来的には成年後見制度の対 象は、「後見」「財産管理」「虐待対応」 に限定し、現行の補佐や補助、身上 監護に当たる部分は、意思決定支援 の枠組みで行われることが良いと考 える。

〇成年後見の問題は、もともと成年 後見制度や民法制度のあり方に問題 があり、その点ではかなり研究が進 んでいるので、この検討の場では運 用で改善する点に絞って議論した方 が良い。

②手話通訳等を行う者の派遣その他 の聴覚、言語機能、音声機能、その 他の障害のため意思疎通を図ること に障害がある障害者等に対する支援

と言って叱ったりするのです。そし : でしょうか? て、その利用者が何度も「盗食」を 繰り返すと、言うことの聞かない「するべきか、きちんと伝えられてい」 困った人・問題行動を起こす人、とるでしょうか? なっていきます

職員の言動から察すると、その職員 さい」「食べていいですか?」とい は次のような捉え方をしているので しょう。

認識① 黙って他人のものを食べ た(マナーの悪い人だ、卑しい人だ) 認識② 見つからないようにこっ そりと他人のものを取った(悪意の ある人だ)

員の言うことを聞かない困った人はいようです。 だ)

しかし、少なくとも重度の知的障害 :躍させ、「盗食をする人」という人 で自閉症のある利用者に、「盗食」:物評価へと固着させていく構図。 という言い方はナンセンスです。

:ついてどう考えるか。

〇意思疎通支援関係の人材養成につ : 連載 e コラム 第 4 回 『盗食』 いてどう考えるか。

用、開発普及等についてどう考える

○意思疎通支援に関する他施策との 関連をどう考えるか。



はその光景を見て「あ、盗食した!」:人の物との区別を理解できているの:

疑問② その方は、今ここで何を:

疑問③ その方は、「〇〇をくだ! :う機能的な表現手段を持っているの: でしょうか?

盗む」という概念理解ができている **:のでしょうか?**

そういう疑問に、くだんの職員は気 認識③ 盗食をよくする人だ(職 : づいていないか、深く考察してはい

> 「他人のおかずを食べた」という事 実を、「盗んで食べた」と解釈を飛

疑問① その方は、自分の物と他 「盗食」の語感からは、「もしかした」

┹ 閉症に関わるすべての方々へ **■** のメッセージ「e コラム」。読 みほどに、周囲の理解や捉え方が、 本人の生きにくさや問題行動につな 的措置のあり方についてどう考える: がることに気づきます。皆様、是非 ご一読願います。

古くからある福祉施設では、「盗 〇意思疎通支援に係る支援機器の活 : 食(とうしょく)」という用語を使っ ているところがあります。もちろん、 最近できた施設でも使っているとこ ろは使っていますが。

> 「盗食」とは「利用者が他人の食べ 物を盗んで食べること」を指す施設 業界用語です。

> たとえば、こんなふうに使われま す。給食の時間、ご飯やおかずがト レーに置かれて食堂のテーブルに並 べていたとしましょう。そこに、あ る利用者がやってきて、自分の席に 座るやいなや、他人のおかずをサッ と取って食べてしまったとき、職員

ら、給食の設定や本人への使え方に 問題があるのでは」と職員側の対応 を省みる姿勢は全くありません。た だひたすら、「そういうことをする 利用者が悪い」と突き放す立場であ ることを表明しています。そういえ ば、そういう施設に行くと「無外(む がい)」とか「他害(たがい)」とか もよく使われています。そして、職 疑問④ その方は、そもそも、「: 員は「先生」と呼ばれていたりもし ます。

> (執筆:自閉症 e サービス代表 中山清司)

案件番号 495150111

「国民年金・厚生年金保険 精神の障害に係る等級判定ガイドライン (案)」 に関する意見

> 平成 27年9月8日 一般社団法人 日本自閉症協会 会長 山﨑 晃資 一般社団法人 日本発達障害ネットワーク 理事長 市川 宏伸

- 1. 障害基礎年金の支給抑制をいっそう拡大するような等級判定ガイドラインであってはならない。具体的には、【別紙1】「等級の目安」について、
 - ① 地域格差問題とはそもそも障害基礎年金の問題であることから、第6回検討会【参考】(2)に示された「障害基礎年金の認定状況」を目安にすべきである。
 - ② 少なくとも、日常生活能力の「程度」が (3) の場合に「判定」が 2以上 3未満の 二つのマスについては 2級にすべきであり、「判定」が 1.5以上 2未満のマスは「2級又は 3級」にすべきである。

理由

- a. 第6回検討会資料にあるとおり、障害厚生年金と障害基礎年金の等級分布はまったく異なっている。両者の加重平均よる「目安」作成は平均値とは言えず、折衷案でしかない。これでは地域格差解消ではなく、基礎年金と厚生年金の格差問題に置き換えたことになる。
- b. 厚生年金と3級がない基礎年金の「目安」の整合性をとることは本質的に無理がある。両者の判定の整合性問題は別の場で検討すべきである。
- c. 第5回検討会の目安案(たたき台)を第6回検討会においては、厚生年金のデータを増やすという方法によって変更しており、極めて恣意的である。
- d. 今回案の「目安」の「日常生活能力の程度」が(3)の場合に、障害基礎年金の対象者の多くが「2級又は非該当」になることになり、かなりの人が不支給や支給停止にされると推測され、問題が非常に大きい。
- 2. 【別紙1】「等級の目安」における「日常生活能力の判定」について、発達障害では、「(5)他人との意思伝達及び対人関係」など、特定の項目が日常生活を非常に困難にする。 平均値は大きくなくても偏りが著しい場合にはそれを考慮した等級判定が必要である。
- 3. 【別紙2】「総合評価の際に考慮すべき要素の例」について、
 - ① 共通:「考慮」の意味を明確にすべきである。
 「考慮」とは「目安」での等級を引き上げるかどうかを判断するための考慮とすべきであり、引き下げる「考慮」ではないことを明記すべきである。(どちらとも解釈できる文があり、混乱を招く。)
 - ② 「現在の病状又は病態」の「発達障害」欄に「○臭気、光、音、気温などに感覚

過敏があり配慮が必要な場合は2級の可能性を考慮する。」を追加する。

③ 「就労状況」について。他の障害種では就労状況は等級判定の要素になっておらず、精神障害用の診断書のみ就労状況を記載するようになっている。企業就労であっても精神(精神、知的、発達)障害者の雇用の場合は、多くの場合、期間の定めのある雇用契約であったり、特定業務に限定されていたり、昇給がほとんどないなど、周囲の一般社員と異なり、きわめて不安定な雇用となっている。このことは労働市場で障害の程度が重く評価されている証左である。企業就労が長期に継続できていても、それが配慮によってなされている場合は2級非該当にならないための適切な記述が必要である。

「共通事項」欄の「○一般企業での就労の場合は、就労の形態(障害者雇用枠・ 短時間勤務など)を考慮する。」の括弧内に「雇用契約の内容、一般社員との処遇 差」を追加する。

- ④ 「就労状況」「生活環境」の「共通事項」欄の該当するところに、「支援や配慮を 受けていない状態で評価する」を追加する。
- ⑤ 「その他」の「発達障害」欄の「○発育・養育歴、教育歴などについて考慮する。」は如何様にも解釈可能であり、大きな混乱を招く。とくに教育歴は学歴と解釈される可能性がある。学歴は発達障害者の日常生活能力を判断することにつながらない。よって、これを削除し、「○専門機関による発達支援、発達障害自立訓練等の支援を受けていればそれを考慮する。」に変更する。
- ⑥ 「その他」の「発達障害」欄に「○日常生活能力の判定の特定項目がとくに重い 場合には、2級の可能性を考慮する。」を追加する。
- ⑦ 共通:[2級以上]の記述は、[1級または2級]としたほうが誤解されにくい。
- 4. 発達障害の認識が不十分な医師が判定に関わっていることが、発達障害の地域差の出現と大きく関わっていると考えられることから、発達障害の認定に当たる精神科医師については発達障害の実情に詳しい医師によること。
- 5. 「障害認定基準/第2障害認定に当っての基本的事項/1障害の程度」の抜本的見直しが早急に必要である。現実と整合がとれないこの説明が混乱を招いている。 具体的には、
 - ① 1級と2級についての「例えば」以降の説明文を削除すること。
 - ② <u>2級の説明の「・・・・、労働により収入を得ることができない程度のものであ</u>る。」を削除すること。

以上

連絡先:日本自閉症協会 副会長 今井 忠

住所:〒104-0044 東京都中央区明石町 6-22 築地ニッコンビル 6 F

電話: 03-3545-3380, mail: asj@autism.or.jp

障害年金を請求するお客様へ

平成 27 年 10 月 1 日から、障害年金の初診日を 確認する方法が広がります

障害年金の請求については、受給要件を満たしているか確認するために、初診日を明らかにすることができる書類(診断書等の医療機関の証明)の添付が必要ですが、平成27年10月1日からは、省令が改正され、初診日を証明する書類が添付できない場合であっても、初診日を合理的に推定できるような一定の書類により、本人が申し立てた日を初診日と認めることができるようになります。

※初診日とは

障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日を「初診日」といい、 その医療機関による初診日を証明する書類の添付を求めています。

改正の主なポイント

改正前

「初診日を明らかにすることができる書類」が必要

→ 診断書等の医療機関による証明などを求めていました

改正後

初診日を証明する書類がないときは、「初診日を証明するの に参考となる書類」を添付

- → 次の場合には、審査の上、本人の申し立てた初診日が認められます
- ① 初診日について第三者(隣人、友人、民生委員など)が 証明する書類があり、他にも参考資料が提出された場合
- ② 初診日が一定の期間内にあることを示す参考資料が提出され、保険料納付要件など一定の条件を満たしている場合
- (注) 20歳前に初診日がある障害基礎年金については、これまでも第三者 の証明による初診日の確認が認められています。

裏面へ





初診日確認の新たな取り扱い

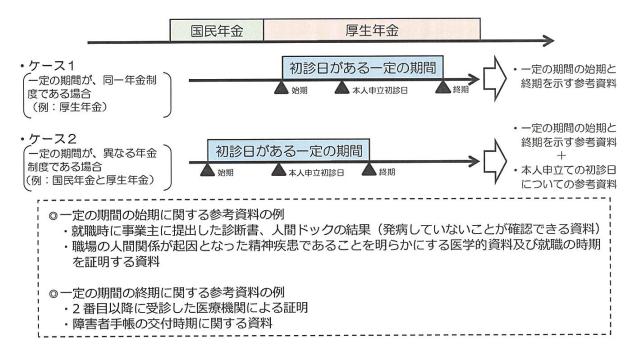
①第三者証明について

20 歳以降に初診日がある障害年金についても、第三者(隣人、友人、民生委員など)が証明する書類を添付することができます。この第三者証明とともに本人申立ての初診日について参考となる他の資料があわせて提出された場合には、審査の上、本人の申し立てた初診日が認められます。

(注) 原則として、複数の第三者による証明が必要です。

②初診日が一定の期間内にあると確認できる場合の取り扱いについて

初診日が一定の期間内にあると確認された場合で、当該期間について、継続して障害年金を受けるための保険料納付要件を満たしているときは、以下のケースにより、審査の上、本人の申し立てた初診日が認められます。



③その他

初診日確認のための診察券や健診日等の取り扱いを見直しました。

<再申請について>

過去、障害年金の請求が初診日不明により却下とされたケースについても、平成 27 年 10 月 1 日以降、再申請された場合には、この初診日確認の新たな取り扱いに基づいて審査します。

詳細やご不明な点は、年金事務所へお問い合わせください。

日本年金機構の年金事務所の連絡先は、

日本年金機構ホームページ (全国の相談・手続窓口)でご確認ください。

全国の窓口 日本年金機構 検索

http://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html

●年金の基礎知識、全国の年金事務所の所在地と電話番号などがご覧いただけます。



第1回 スペシャルオリンピックス日本 調査研究委員会 公開シンポジウム

SON20年の検証と知的障害者スポーツのこれから

主催:公益財団法人スペシャルオリンピックス日本

· 日時 :11月7日(土) 9 時50分~12時10分予定(受付:9時30分~)

▶ 会場 :国立オリンピック記念青少年総合センター (東京都渋谷区代々木神園町3-1)

センター棟4階セミナーホール(417) ※ 参加費無料

プログラム

※ 受付開始 9時30分 ※ 開会挨拶 9時50分

I. 基調講演 9 時55分~10時15分

「障害者スポーツ促進とその意義(仮)」

※ 10月1日に新設されるスポーツ庁より講師をお招きします。

Ⅱ. シンポジウム 10時20分~12時

ァーマ「SON20年の検証と知的障害者スポーツのこれから」 【パネリスト】

中森邦男 氏 (公財)日本障がい者スポーツ協会強化部長・日本パラリンピック委員会事務局長

野村一路 氏 日本体育大学生涯スポーツ研究室教授

田引俊和 SON調查研究委員会(SO活動 心理·社会的調查)/北陸学院大学

岩沼聡一朗 SON調査研究委員会(SO活動 身体的調査)/帝京科学大学

モデレーター: 志村健一 SON調査研究委員会委員長/東洋大学

【お申込み・お問い合わせ先】 参加希望される方は、裏面の申込書にご記入の上、 FAXまたはメールで申し込んでください。

公益財団法人スペシャルオリンピックス日本

東京都港区西新橋2-22-1 西新橋2丁目森ビル7階 FAX: 03-3436-3666 TEL: 03-6809-2034

watanabe@son.or.jp



参加申込書

第1回 スペシャルオリンピックス日本 調査研究委員会 公開シンポジウム

「SON20年の検証と知的障害者スポーツのこれから」

送付先: 公益財団法人スペシャルオリンピックス日本 調査研究委員会(渡邊)

Fax: 03-3436-3666 E-mail watanabe@son.or.jp

代表者 氏名	フリガナ	性別	
	漢字	年齢	
ご所属先 (学生の方は学年もご記入下さい)		参加希望人数	
自宅住所 〒		E-mail (PC)	
備考・配慮事項等(例:車いす利用など)			

※当日参加も可能ですが、なるべく下記の期日までにご連絡下さい。

申込み期限:2015年10月30日(金)

- 上記項目にご記入の上、FAX あるいはE-mail にてお申込み下さい。
- E-mailで申込書をご送付いただく場合は、セキュリティのためパスワードを設定することをお勧めします。なお、パスワードは別メールにてお知らせください。
- お名前以外については任意記入で結構ですが、今後、SON調査研究委員会からの情報提供を希望される方は、必ず、住所とメールアドレスをご記入下さい。
- 頂いた個人情報は、事務局内で厳重に管理し、本行事に関するご連絡や今後の調査研究委員会からの情報提供以外の目的では使用いたしません。

【お申込み・お問い合わせ先】

公益財団法人スペシャルオリンピックス日本 東京都港区西新橋2-22-1 西新橋2丁目森ビル7階

Tel:03-6809-2034 FAX:03-3436-3666 watanabe@son.or.jp

亲厅

=

屋

新聞定価 朝夕刊月ぎめ 本体価格 3,738円(税込み 4,037円)、1部売り(税込み)朝刊 150円、夕刊 50円

閉症



避難する体育館の布団の上で、 夕食後のひととき

を過ごす斎藤哲雄さん(左)と妻の純子さん=21 日午後7時29分、茨城県常総市、関田航撮影

れる見通しは立たない。障害のある人や、自閉症の 夜になって、市内全域で復旧したが元の生活に戻 市内外の避難所で生活を続けている。水道は21日 発生から11日経った21日も、1300人の市民が 人がいる家族は不自由な毎日を強いられている。 大規模な洪水に見舞われた茨城県常総市では、

常総水害

活を続ける斎藤哲雄さん 開く協定を、市内6カ所の介護施設な 難な人を対象とした「福祉避難所」 あり、妻の純子さん(61)は 者、妊婦ら一般の避難所では生活が困 (66)は文字が認識できない 「視覚失認」という障害が 常総市は、災害時に高齢者や障害

囲に人が多い中で動きづら 時計を取りに行けたが、周 い状況が続く。 や、時刻を音で知らせる腕 るを得なかった。2日後に げられる際、置いていかざ ボランティアの車で白杖 害者が使う白杖は、つり上 ヘリで救助された。視覚障

石下総合体育館で避難生

ままにもできず、被害状況 避難所でラジオをつけた

は自宅2階に取り残され、 洪水が発生した日、2人 たりして得た。「耳からの た」と2人は言う。 情報が少なくて不安だっ や復旧の情報は、新聞を読 んでもらったり、人に聴い 自宅にヘルパーを派遣し 安を募らせる。

先行きが見えず、2人は不

「やっぱり集団生活を続

るか、新しい家を探すか」。

ら。一時的に入所できる福 のは、1週間ほど経ってか 議会の職員と連絡が取れた てくれていた市社会福祉協 「このまま老人ホームに入 祉施設を探してもらってい しただけ」。市内の木村敬 けるのは無理。それを実感

開設求

り、10月まで受け入れがで

があり、内閣府は13年8月、自治体向 行けず、情報や物資が届かないケース 高齢者や障害者を含む家族が避難所に が指定している。東日本大震災でも、 のまとめでは、791自治体(45%) どと結んでいたのに、今回、開設を求 る。内閣府の2014年10月1日時点 めていなかった。市の防災担当者は 知」などを求めた。内閣府によると、 いに「福祉避難所の量的確保」と「周 携ができていなかった」と話す。 「災害対応に追われ、関連部署間で連 福祉避難所は、市区町村が指定でき B ごろから周知・ 訓練を」

の受け入れができるようになっている が、あまり知られていないとみられ かった」と話した。

の訓練をすることが必要」と指摘す 京大教授は「日ごろからの周知や開設 ループ」で座長を務める矢守克也・ 内閣府の「福祉避難所ワーキンググ

自訓練や要援護者の避難訓練などをし 川県輪島市は、福祉避難所の設置運

る。自宅は損壊が激しく一どもがかつて在籍した特別 支援学校(つくばみらい 家族4人で自宅を出た。子 入れなかった。 し避難所になっておらず、 (20)がいる。泥水が迫り、 つぶやいた。 子さん(55)は、自宅でそう 市)に助けを求めた。しか 自閉症の長女(23)と三女

に1泊だけして、浸水した 避難所生活を断念。友人宅 ノをいじり出した。「避難 た。三女は備え付けのピア 長女は突然外に出て行っ 帯ほどしかいなかったが、 恐れもあるため、1時間で 所の体育館へ行った。20世 つくばみらい市内の避難 きないという。勇さんは 「避難所にも介護施設にも

2015.09.22

朝日新聞

37頁社会面 掲載記事

点で常総市内を含め97カ所で394人 のに使わないと意味がない。職員にも一者が増えたらもっと落ち着 回らなかったという。市高齢福祉課の が、今回は福祉避難所の開設まで手が 施設などへ受け入れを要請し、18日時 福祉避難所に対する認識が足りていな」かなくなる」。トラブルの 瀬尾則昭課長は「救済システムがある 現在は茨城県が、周辺自治体の介護 常総市は13年2月に協定を結んだ 地域にある自宅に戻った。 (酒本友紀子、赤井陽介、池田良

は「施設を探し回るしかな 浴もできていない。勇さん が15日以降、リハビリも入 簡単なリハビリをした。 の車で1時間かけて移動 市から迎えに来た介護施設 行けない」と嘆く。 い」と話す。 し、10日ぶりに汗を流し、 ツギ子さんは14日、下妻

て入浴してきた。だが、こ リハビリをし、介助を受け 起きが難しいためだ。 で倒れて左手と左足がまひ の施設も機器が水につか 通所介護施設で毎週2回、 も、自宅が床上30だ余りま ん(66)は昨年12月、脳梗塞 名に戻った。母のツギ子さ ものの、半日で水浸しの自 で浸水し、避難所に行った ツギ子さんは自宅近くの 広瀬勇さん(38)と両親 電動ベッドがないと寝

イベント参加募集の お知らせ

≪施設見学のお知らせ≫



日 時:11月27日(金)

13:00 ~ 15:00

見学先:社会福祉法人「なにわの里」 (王寺町や香芝市から30分以内で現 とても清々しい体験の『手作りしめ 地到着)

グループホームと軽作業グループ の現場を見学さていただきます。

▲ 会福祉法人「なにわの里」は、「川西町 LD 研究会では、地域の発達」 **Т**┻元は地域の自閉症親の会の∶ 方々が、わが子にあった支援を願っ 刈り~しめ縄づくり~お餅つき の て設立された、自閉症支援に特に力:活動を毎年恒例行事で開催されてお を入れて実践されている事業所で: られます。) す。個々にユニークな特徴をもつ自:※募集人数は、準備の都合上5組 閉症の利用者さんに、日々、どう寄: 10 名まで。 り添い支援されておられるか、一緒 に見学されませんか?

お申込みは、下記 湯浅まで

≪手作りしめ縄・お正月リース講習: 会≫

日時:12月5日(土)10:00~

場所:川西町文化会館

講師:川西町 LD 研究会 松村様 縄』講習会に参加されませんか? 新たな一年を、お父さん・お母さん とお子様の手作りのしめ縄で迎える 新年は格別です!

障害支援の活動の中で、田植え~稲

左記の「施設見学」、「手作り講習会」 いずれも要予約。お申し込みは TEL & FAX0745 (32) 1350 hi-to-me-momo. 3753@softbank. ne.jp Tel 09099810209 湯浅まで ※申し込み締め切り:11月20日



ハンドケア&ネイル体験講習会

今年も、あっという間にカレンダーは残り2枚。

何かと忙しくなる年末年始、ホッと一息ついて、

貴女のための時間をつくって、心にゆとりを持ちませんか?

ご自身でできるハンドケア講習会と、気分が明るくなるカラーのジェルネイルで、 指先に華やかさを。

日 時 :12月1日(火) 10:30~12:30 場 所 :河合町立まほろばホール研修室

募集人数: 10 名様 (西和地区以外の方の参加ももちろん OK です)

インストラクター:楽満くに子先生

お申込み:FAX 0745 (32) 1350 電話 09099810209

メール hi-to-me-momo.3753@softbank.ne.jp 湯浅まで

締切り:11月20日

また、ビューティ・マネジメント第二弾(ヨガ&アロマ)なども考案中!

皆様からのリクエストも、どしどしお寄せくださいね!

発行人: 関西障害者定期刊行物協会

住 所: 〒543-0015

大阪市天王寺区真田山2-2 東興ビル4F

編集人:河村 舟二 定 価:100円



